

国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約(ハーグ条約)

【背景】

- 「国際結婚→離婚」件数増 ⇒ 一方の親による国境を越えた子の不法な連れ去り・留置が増加 ⇒ 子への有害な影響
- 国際的なルール作りの必要性:子の利益を最重要視。

- ◆ 1980年10月にハーグ国際私法会議で作成, 1983年12月に発効。
- ◆ 締約国は89か国(米, 加, EU全加盟国, タイ, シンガポール, 韓国等)に達し, G8諸国中, 日本のみが未締結。(2012年12月現在)

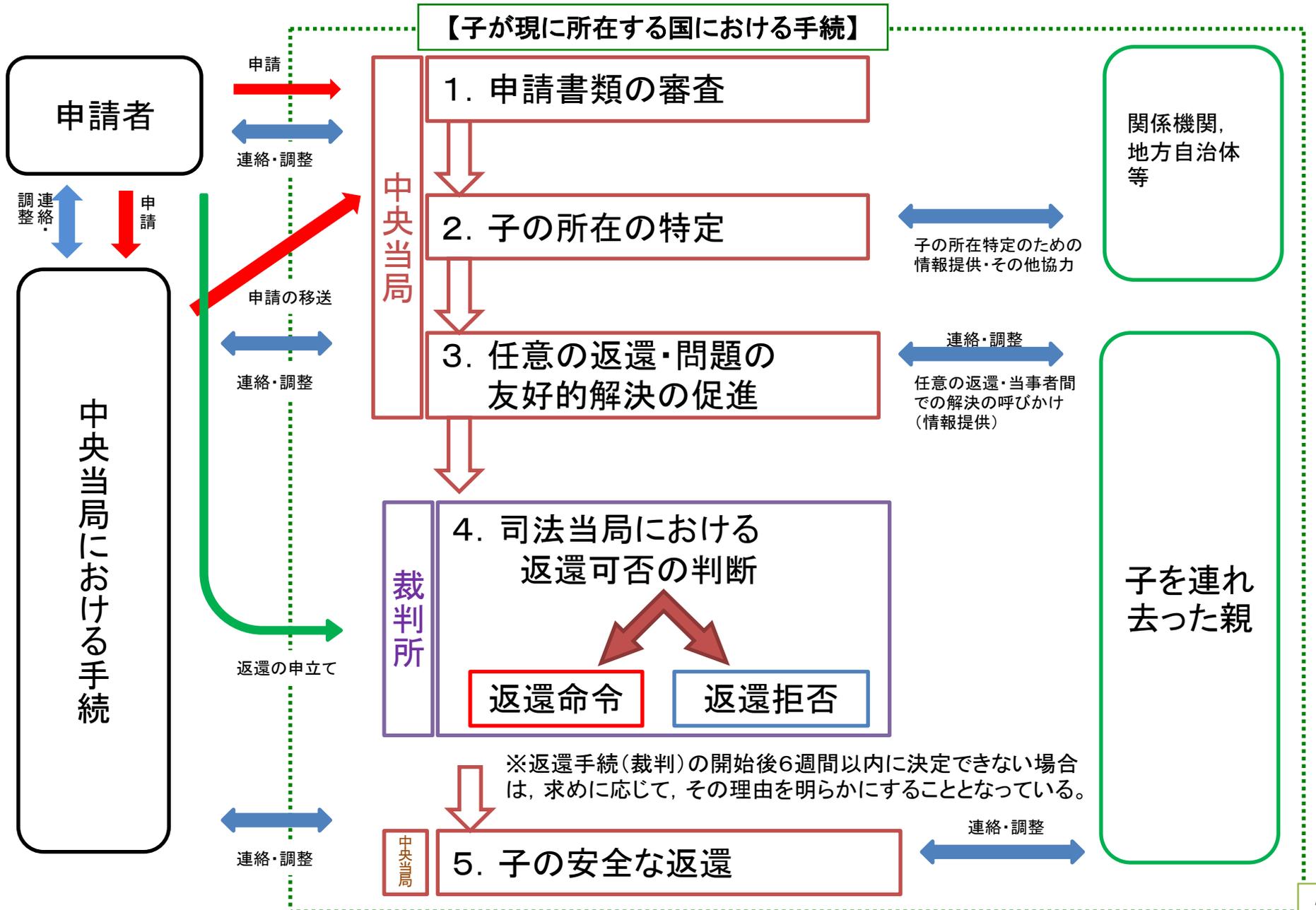
【条約の基本的な考え方】

- ◇子の監護権(親権)に関する手続は, 子がそれまで居住していた国(=「常居所」を有していた国)で行うことが望ましい。
- ◇原則:まずは常居所を有していた国に子を戻す。(ただし, 監護権は予断せず。)
←例外:子が心身に害悪を受ける重大な危険がある場合, 子自身が返還を拒否している場合等。
- ◇親子の接触(面会交流)機会の確保は, 連れ去り・留置の防止や子の利益に資する。

【締結の意義】

- 国際的なルール(条約)に従った, 子の連れ去り・留置をめぐる問題の解決
- 更なる子の連れ去り・留置事案の防止
- 条約未締結を理由とする我が国への子を伴う渡航制限の改善
- 国境を越えて所在する親子の接触機会の確保

条約において返還の申請を受けた後の主な流れ



参考1: 条約の時間的適用範囲

- 子の返還手続: 条約発効前に起きた子の不法な連れ去り・留置←適用されない。
(ただし、不法な留置の開始時が条約の発効後←適用される。)
- 面会交流への支援: 条約発効後の時点で親子間の面会交流が阻害←適用され、中央当局の支援の対象になる。

参考2: 子の返還のための迅速な手続

- 返還手続の開始後6週間以内に決定できない場合は、求めに応じ、その理由を明らかにすることとなっている。
(6週間以内の決定は義務ではない。)
- ※2011年ハーグ条約統計分析報告書(ハーグ国際私法会議作成)によれば、締約国において裁判による返還命令が出されるまでの平均日数は166日、返還拒否の判断が出されるまでの平均日数は286日。

参考3: (1) 外国政府から提起されている子の連れ去り件数

米: 81件, 英: 39件, カナダ: 39件, 仏: 33件(平成24年8月(注: 米国については平成24年9月)時点)

(2) 実態調査

- ア 外務省による調査(平成22年5月~11月, HPを通じたアンケート調査)
当該問題の経験があるとの64件の回答のうち、
●子を連れ帰った事案: 18件, ●子を連れ去られた事案: 19件, ●外国の裁判命令等により移動の制限を受けている事案: 27件
- イ 日弁連による調査(平成23年7月~8月, 日弁連会員に対するファックス調査)
●子を連れ外国から帰国したい/帰国したことによる相談件数: 延べ221件, ●子が連れ去られる心配がある/連れ去られたとする相談件数: 延べ257件

参考4: 夫妻の一方が外国人の場合の年次別婚姻及び離婚件数

出典: 厚生労働省「人口動態調査」

■ 夫妻の一方が外国人(婚姻) ■ 夫妻の一方が外国人(離婚) — 離婚全体における国際離婚の割合(%)

